平成２４年（フ）第６８４２号
東京都調布市菊野台１丁目48―１―307
破産者　伊藤　師純
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８４３号
神奈川県相模原市南区上鶴間３丁目23―21早川方
破産者　早川　裕子（旧姓安井・岡部・斉藤・古谷）
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８８６号
東京都港区芝浦４丁目13―３―1702
破産者　我妻　慶里
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９３４号
東京都練馬区上石神井１丁目20番７号グリムレジデンスビル３Ｆ
破産者　株式会社セブンシーズ
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９４２号
東京都品川区西五反田１丁目26番４号　和晃ビル３Ｆ
破産者　有限会社エス・エイ
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９４３号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺西５丁目１－１グレイスコートＢ―101
破産者　安達　精一
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１４４号
東京都北区王子本町１丁目８―10―201
破産者　庄田　圭司
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１６５号
東京都新宿区市谷砂土原町３丁目18―302
破産者　堀井ゆきえ
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１８６号
千葉県流山市大字西深井601―１　ファームスヒルＳ―201
破産者　倉本哲一郎
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２８７号
神奈川県横浜市保土ケ谷区星川２丁目17番12号
破産者　有限会社スター・リバー
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２８８号
神奈川県横浜市旭区本宿町124―１　グレイスコート二俣川弐番館306
破産者　浅田　毅彦
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３０２号
東京都世田谷区宇奈根３丁目10―26―101
破産者　須藤　憲綱
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３３８号
東京都品川区南大井３丁目19―３―505
破産者　山田　康雄
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４２４号
東京都杉並区和泉４丁目29―１
破産者　櫛山　真平
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４３９号
神奈川県茅ヶ崎市中島1220　介護老人保健施設ふれあいの渚、住民票上の住所神奈川県逗子市沼間１丁目74―２
破産者　安齊芙沙子
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５０６号
東京都調布市飛田給３丁目２―17―202
破産者　土屋　智浩
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５０７号
東京都調布市飛田給３丁目２―17―202
破産者　土屋　洋子
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５８３号
横浜市神奈川区松見町１丁目21―６―708
破産者　大山　由香
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６１５号
東京都中野区若宮２丁目60―16　浅賀荘10
破産者　堀越　正雄
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１０６号
東京都大田区南蒲田１―14―14、住民票上の住所栃木県小山市大字外城２―15
破産者　伊藤　　優
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１５１号
東京都港区芝大門２丁目１番18号
破産者　株式会社キャリアエージェンシー
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１７０号
東京都世田谷区上北沢５丁目21―27
破産者　芹澤　　榮
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部